杉 並 \overline{X} 事 務 手 数 料 条 例 の 部 を 改 正 す る 条 例

右 の 議 案 を 提 出 す る

平 成 + 七 年 九 月 + 兀 日

提 出 者

杉 並 \overline{X} 長

Щ

田

宏

杉 並 X 事 務 手 数 料 条 例 の 部 を 改 正 す る 条 例

る

杉 並 \overline{X} 事 務 手 数 料 条 例 $\overline{}$ 平 成 + _ 年 杉 並 \overline{X} 条 例 第 + 兀 号 の 部 を 次 の ょ う に 改 正 す

第 条 兀 項 四 の 号 第 別 八 + 項 表 _ 第 兀 第 第 _ + に 号 _ 五 頂 改 八 の 号 第 六 め + に + ᆫ 五 九 同 号 表 に \neg の Ξ 改 の 第 頂 七 六 中 め に + + \neg _ 第 同 ¬ 条 \equiv 表 の + の 第 項 の \equiv 六 中 百 _ + 第 条 六 \neg _ 第 兀 の の 条 \equiv 項 頂 の + の 第 第 Ξ + 次 \equiv に 第 条 項 次 兀 の 号 第 の 項 八 + _ 第 Ξ 第 ょ う + を 号 四 に 頂 \neg 八 号 _ 加 第 第 Ξ え + 六 を + る 兀 を 号 第 Ξ _ 条 \equiv 第 の + 六 \equiv を + 条 \neg 第 兀 第 の Ξ 条 項 の + 第 第 Ξ +

百 にす一六 対る項の す 制の る 限 規 の定建 審 査適に築 用基基 除づ準 外 く法 に建第 係 築 五 る物十 許の七 可高条 のさの 申に四 請関第

料外にに特 に関お例 係すけ容 る る積 る 許制建率 可 限 築 適 申の物用 請適の地 手 用 高 区

数除さ内 件 に つ ㅎ + 六 万 円

> の許 ۲ 可 申 請

別表第一の百九の四の項の次に次のように加える。

百八二	百 查 体 事 築 八 二
第十二 コ項の いの三	計 を 物 第 十 画 行 に 一 二 に う つ 項 の 関 場 い の 二
て 規 二 定 建 以 に 築	す 合 て 規 る の 二 定 建 認 当 以 に 築
上基基ので法の	定該上基基の二のづ準申以工く法
事 既 第 こ 存 八 分 一	請 上 事 既 第 に の に 存 八 対 工 分 の 十 す 事 け 一 六
ナー 六 て の 条 エ 建 の	9 り ローハ るのての条 審全工建の
ナ い 既 て て 存 エ ニ の	請体当けい既手計該てて存数画二工二の
ー リー シー シー シー シー シー シー シー シー シー シー シー シー シー	料に以事以一関上を上のすの行の建
う工築事物合に	るエうエ築認事場にの
か分つ ———	申全の分つ
件 に つ き	件 に つ き
二 万 八 千	二 万 八 千
八 千 円	千円
のとき。請	の と き 。 請

別表第
一の百二十
- 二の項の
の次に次の
のように加
加える。

申請に対する審査の規定に基づく建築物の、九の六の建築基準法第六	に対する審査の規定に基づく建築物の壁面の位置又は同条第二項第二号の規定同条第二項第二号の規定の規定の規定に基づく建築物の記念の規定に基づく建設を対している。
に係る認定の高さの	る 熟 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明
認定申請手数料制限の適用除外に係る各部分の高さに関する景観地区内の建築物の	申請手数料の適用除外に係る許可敷地面積に関する制限高さ、壁面の位置又は景観地区内の建築物の
一件につき	一件につき
二 万 八 千 円	十 六 万 円
のとき。請	の ら き 。 請

の事 変を 更 行 にう 係 場 る合 認の 定認 の定 申を 請 受 にけ 対た す全 る体 審計 查 画

手数料の変更に係る認定申請認定を受けた全体計画

附則

こ の 条 例 は 平 成 + 七 年 + 月 _ 日 か 5 施 行 す る。 た だ U 別 表 第 の 六 +九 の 項 及 び

七 + の 項 の 改 正 規 定 は 公 布 の 日 か 5 施 行 す る。

(提案理由)

に 関 建 す 築 る 基 認 準 定 法 申 等 請 の 手 数 部 が 料 等 改 正 を 定 さ め れ る た こ ほ か ح に 伴 租 税 い 特 別 既 措 存 置 の 法 建 築 の 物 部 の が 改 以 正 上 さ の れ 工 た 事 こ の ۲ 全 に 体 伴 計 しし 画

所 要 の 規 定 の 整 備 を 义 る 必 要 が あ る